

第5期流山市障害福祉計画及び第1期流山市障害児福祉計画(案)に対する意見と市の考え方

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	第5期流山市障害福祉計画及び第1期流山市障害児福祉計画(案) 修正案
1 - 1	P32～	2 第5期障害福祉計画における各事業の見込量と確保方法 3 第1期障害児福祉計画における各事業の見込量と確保方法	全体的に、理念は崇高であるが、そのための具体的な期限や計画が見当たらない。具体的に提示してほしい。	P.4「6 計画の期間」に記載したとおり障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく法定計画であることから、具体的な期限は、平成30～32年度を指します。 また、国の基本指針で示されたメニューについて、本市の成果目標等を設定したP.30以降「第3章 障害福祉サービス等の見込量」が具体的な計画の内容になります。	無	
1 - 2	P32～	2 第5期障害福祉計画における各事業の見込量と確保方法 3 第1期障害児福祉計画における各事業の見込量と確保方法	各サービスの見込量の根拠がないので、提示してほしい。	本計画に位置付けた事業については、国の基本指針に基づき実施される事業であることから、P.3「5 目的」に示したとおり、P.15～P.29「5 各事業の実績」において、平成27年度～平成29年度までの各サービスの実績をもとに、利用時間や利用者数の推移について、評価及び分析を行っています。 そうした分析とともに、ニーズ調査等を総合的に勘案して、平成30年度以降の各サービスの見込量を設定しています。	無	
1 - 3	P32～	2 第5期障害福祉計画における各事業の見込量と確保方法 3 第1期障害児福祉計画における各事業の見込量と確保方法	障害児に対する差別防止、禁止の施策を盛り込んでほしい。また、特に発達障害そのものについての教職員への教育を徹底してほしい。	障害者(児)に対する差別の防止と禁止については、障害福祉計画及び障害児福祉計画の上位計画にあたる「流山市障害者計画(平成27～32年度)」において、障害者差別解消法の普及・啓発を位置づけています。障害者差別解消法は、差別の禁止と国及び地方公共団体等に対して合理的配慮の提供が義務付けられていることから、具体的施策も障害者差別解消法に基づく市職員対応要領により対応しています。 発達障害に対する教職員への教育についても、障害者計画において、学習障害・ADHD・自閉症等の発達障害児に対する教育的支援等について位置付けています。 また、教育委員会を含む市職員を対象とした障害特性の理解のための研修等も実施しており、今後も障害者(児)の差別解消と理解促進に向けた施策を展開していきます。	無	